

第4期

# 恵庭市地域福祉計画

(令和3年度～7年度)

令和3年3月

恵庭市



## <目次>

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	
(1) 法的根拠	2
(2) 他の個別計画との関連性	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の推進体制	4

### 第2章 地域福祉を取り巻く現状(統計による恵庭市の状況)

1. 人口の推移等	5
2. 障がいのある方の状況	8
3. 高齢者の状況	10
4. 子どもの状況	11
5. 成年後見の状況	12
6. 生活保護受給者の状況	12

### 第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念	13
2. 基本目標及び施策	

#### ■基本目標1■ 基本理念に基づく地域福祉の推進

施策1 地域福祉の意識啓発	14
施策2 福祉教育の推進	15

#### ■基本目標2■ 地域における福祉サービスの適切な利用促進

##### 基本施策1 福祉に関する相談体制の充実

施策1 相談支援窓口・体制の充実	16
施策2 情報提供体制の充実	18
施策3 生活困窮者支援対策への取組	18
施策4 自殺予防対策の推進	19
施策5 罪を犯した者等への支援	19

##### 基本施策2 地域福祉ネットワークの構築

施策1 地域福祉ネットワーク化の推進	20
施策2 虐待防止・DV防止の推進	20

施策 3	関係機関との連携強化	21
施策 4	共生型サービス等の展開	21
基本施策 3	福祉サービスを安心して利用できるシステム	
施策 1	権利擁護の推進	22
施策 2	苦情相談などの周知	23
■基本目標 3 ■	地域における社会福祉事業の健全な発達促進	
基本施策 1	福祉サービス事業の育成	
施策 1	福祉サービス事業の充実	24
基本施策 2	福祉を担う人材の育成	
施策 1	人材の育成・確保	25
■基本目標 4 ■	地域福祉に関する活動への市民参加の促進	
基本施策 1	恵庭市社会福祉協議会との連携強化	
施策 1	恵庭市社会福祉協議会との連携強化	26
基本施策 2	民生委員児童委員活動の推進	
施策 1	民生委員児童委員の活動支援	27
基本施策 3	地域の力による福祉活動の推進	
施策 1	地域福祉活動への支援	27
施策 2	地域福祉のつながりの活用	28
施策 3	地域における見守り活動の推進	29
施策 4	地域において気軽の立ち寄ることのできる施設の活用	29
基本施策 4	ボランティアと NPO 法人による地域福祉活動の促進	
施策 1	ボランティア活動の活発化と人材の育成	30
施策 2	NPO 法人への支援	31
■基本目標 5 ■	暮らしやすいまちづくりの推進	
基本施策 1	魅力あるまちづくり	
施策 1	子育て支援のまちづくり	32
施策 2	花のまち 恵庭	33
基本施策 2	福祉でまちづくり	
施策 1	交通環境の整備	33
施策 2	バリアフリーのまちづくり	34
施策 3	就労支援の充実	34
基本施策 3	安全で安心なまちづくり	
施策 1	地域防犯・交通安全の推進	35
基本施策 4	災害時に備えたまちづくり	
施策 1	地域防災の推進	36

## 第4章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉推進のための連携・協働	39
2. 計画の周知	39
3. 計画の進行管理	40

### <資料編>

資料1 第4期計画の体系図	43
資料2 第3期計画における実施状況	47
資料3 地域福祉懇談会の概要と主な質疑応答	67
資料4 策定までの経緯	73
資料5 恵庭市社会福祉審議会 委員名簿	75
資料6 恵庭市社会福祉審議会条例	77
資料7 恵庭市保健福祉推進会議設置要綱	81



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

かつての地域社会は、人々の相互の助け合いのもと、生活の様々な場面で支え合う機能が存在していました。

社会保障制度は、社会情勢の変化や複雑化に応じ、高齢者や障がいのある方、そして子ども等の個々の対象に応じる形で制度化されてきた経緯があります。

しかし、少子高齢化や核家族化、個人のライフスタイルの多様化など、人々の地域に対する意識が薄れていく中で、地域社会が担ってきた機能も希薄化しています。また、高齢化による単身高齢者の孤独死や高齢世帯における老老介護、ひきこもり、児童や高齢者等に対する虐待、社会構造や経済情勢の変化による生活困窮者への対応など、地域社会を取り巻く課題は多種・多様化している状況となっています。さらには、人口減少社会の到来が、これらの課題をさらに深刻化させている状態となっています。

このため、本市では、支援を必要としている方々に対する福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、地域に暮らす人々が自主的な支え合いや助け合いを行い、地域における安全で安心な生活をおくることを目指し、平成 18 年に「第 1 期恵庭市地域福祉計画」を策定し、以後 2 回の改定を経て各種施策を実施してきました。

しかし、地域社会をめぐる各種課題は依然として存在し、様々な課題はますます多種多様となる中、解決すべき課題が多数存在している状況となっています。

第 3 期計画が令和 3 年 3 月をもって終了すること、さらには、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する方や社会福祉に関する活動を行う方が参画することで市民一人ひとりが安全・安心な暮らしをおくることのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、第 4 期計画を策定するものです。

また、成年後見制度について、本市における一体的実施が必要であることから、本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」とも位置づけることとします。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に定める「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」を根拠としており、本市における地域福祉推進のための基本的な計画となっています。

#### 【社会福祉法（抄）】

##### （市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、本計画は、地域における安全で安心な生活をおくることができることを目的に策定されるものであることから、地域福祉を推進するための事項を定めた他の個別計画を網羅するものです。

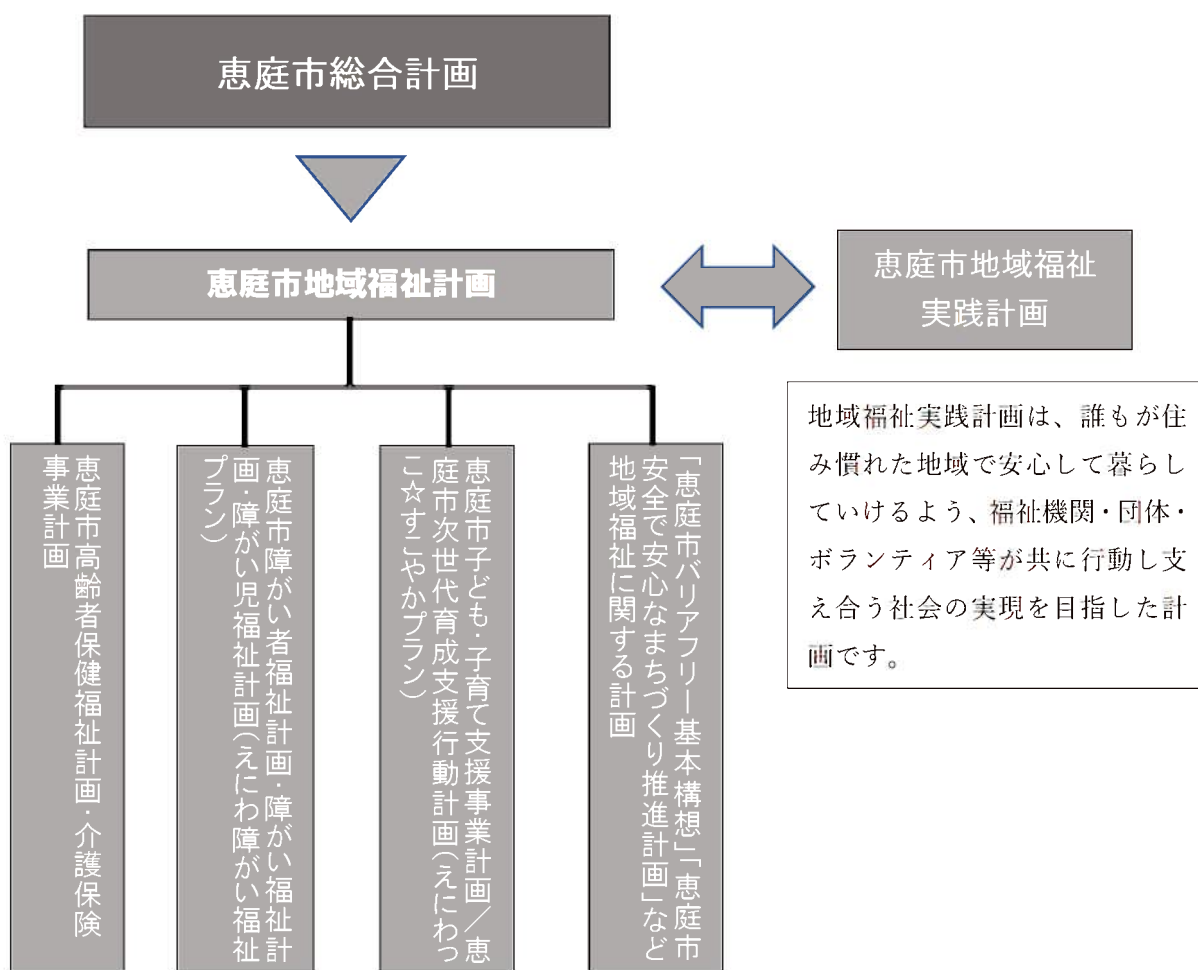
#### <個別計画の例>

- ・ 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画
- ・ 恵庭市障がい者福祉計画・恵庭市障がい福祉計画・恵庭市障がい児福祉計画  
（えにわ障がい福祉プラン）
- ・ 恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画（えにわっこ☆すこやかプラン）
- ・ 恵庭市バリアフリー基本構想
- ・ 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画 など



## (2) 他の個別計画との関連性

本計画は、本市におけるまちづくりに関する基本計画である「**恵庭市総合計画**」を上位とし、福祉に関する各個別計画と、地域福祉推進のための他の個別計画の上位計画としての位置づけです。また、恵庭市社会福祉協議会が定める「**地域福祉実践計画**」との連携を図ることとしています。



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「恵庭市総合計画」の計画年次が平成28年度から令和7年度の10か年となっていることから、同計画にあわせ、令和7年度までの5か年とします。

### (4) 計画の推進体制

#### ① 恵庭市社会福祉審議会

本審議会は、恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）により設置されている市長の附属機関で、保健福祉に関する計画のほか、福祉行政全般について審議いただく機関となっています。本計画についても、同審議会へ進捗状況等について報告し、確認をしていただくこととします。

#### ② 恵庭市保健福祉推進会議

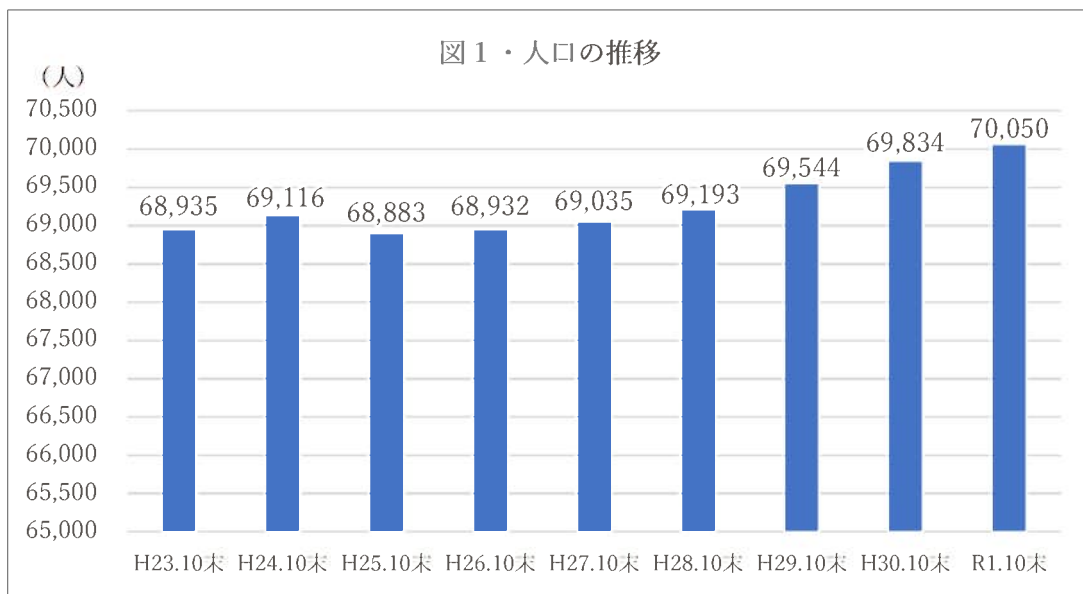
保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は管理職）により行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに、進捗状況等について報告、確認を行います。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状(統計による恵庭市の状況)

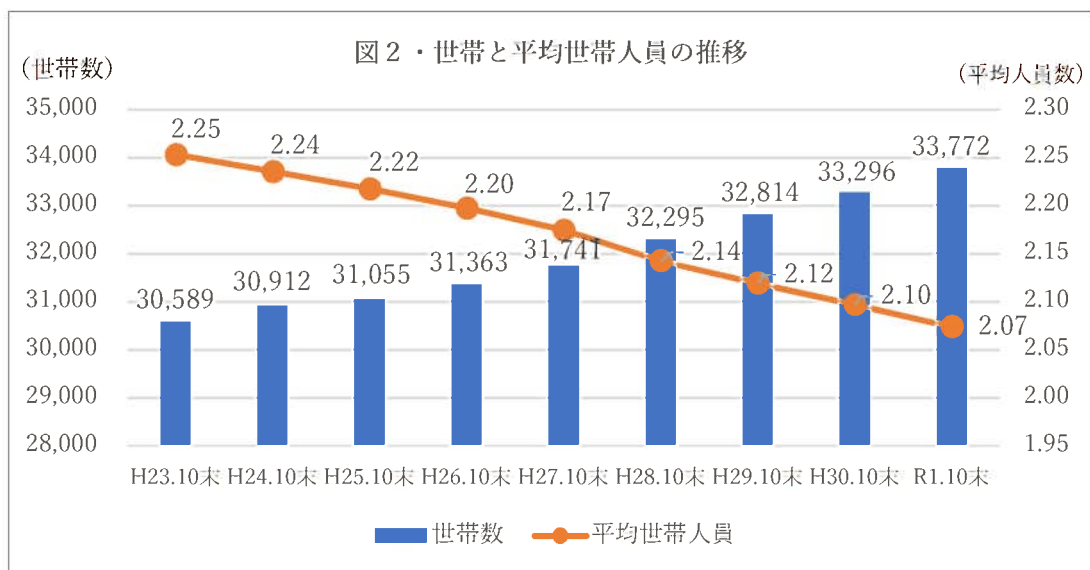
### 1. 人口の推移等

ここ近年の人口と世帯数は増加の傾向にあります。

一方で、世帯ごとの平均の人数は減少傾向にあることから、少子化や高齢化の影響により、夫婦のみや単身世帯が増加している傾向にあることがわかります。



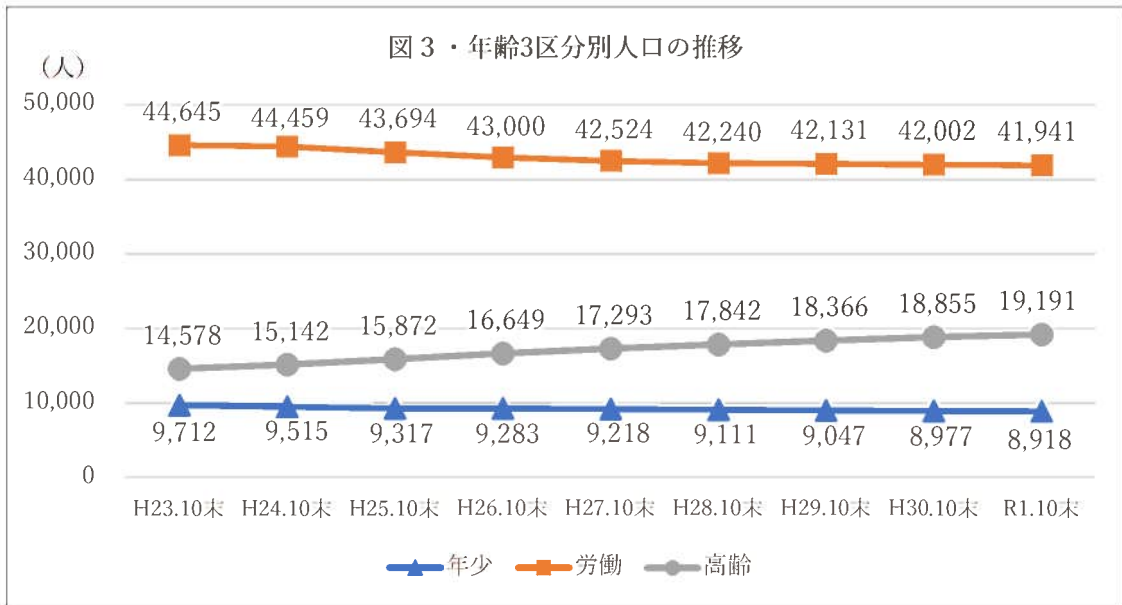
<出典 生活環境部市民課>



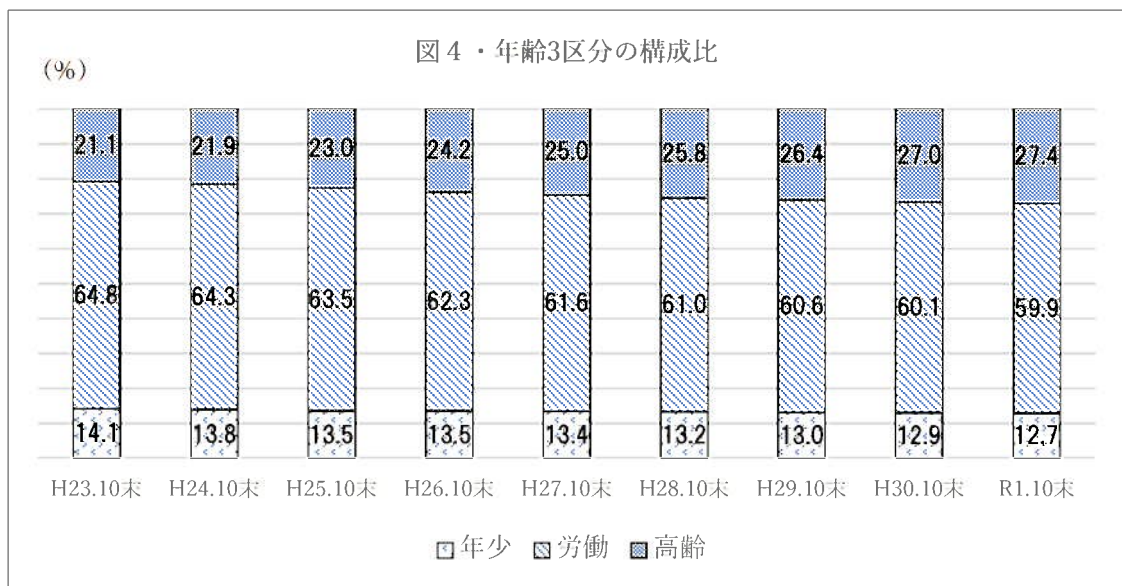
<出典 生活環境部市民課>

年齢3区分別では、労働人口と年少人口の減少と、高齢人口の増加の傾向にあります。また、構成比においても同様ですが、平成23年10月末で高齢化率が21.1%に対し、令和元年10月末では27.4%と、約6%の伸びが見られ、高齢化が加速している現状にあります。

\*年少人口；0歳~14歳 労働人口；15歳~64歳 高齢人口；65歳以上

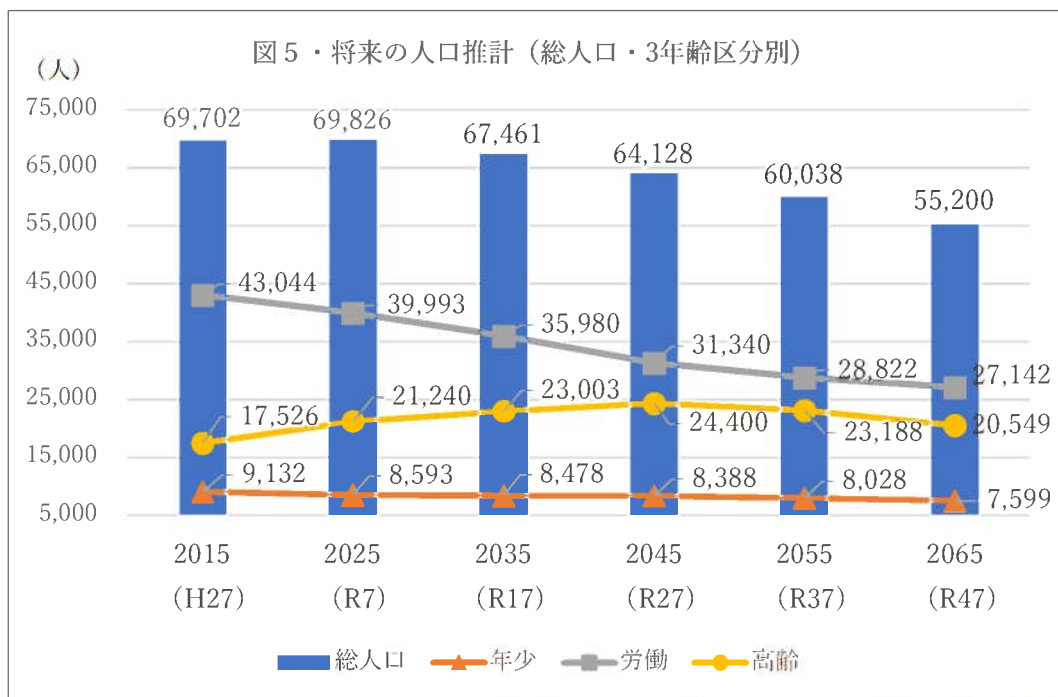


<出典 生活環境部市民課>

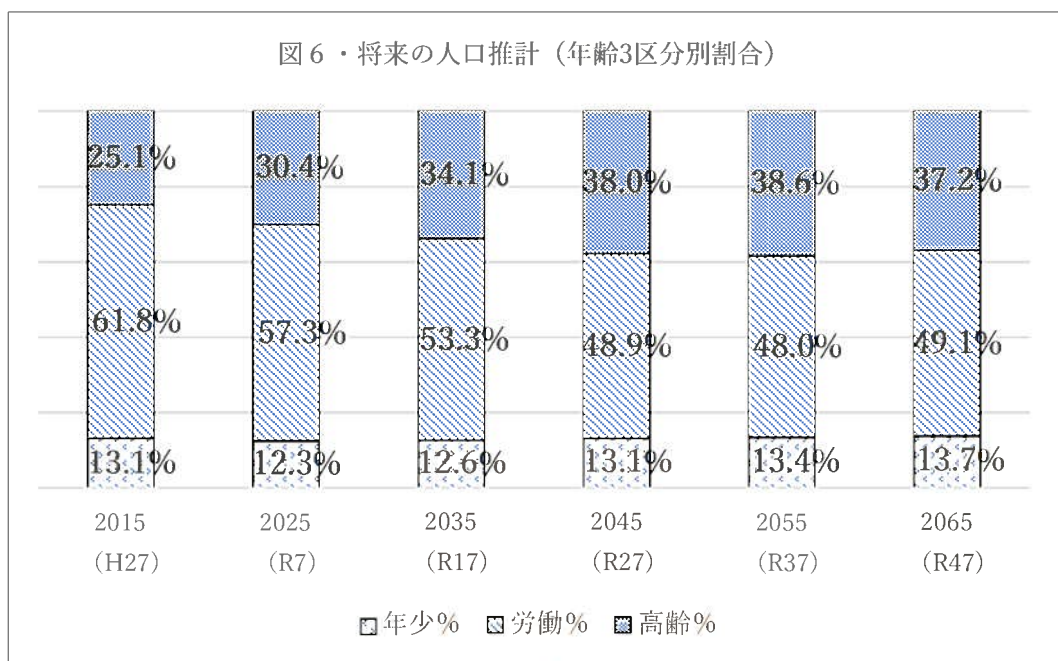


<出典 生活環境部市民課>

将来の人口推計では、2065年（令和47年）の人口は約55,200人と平成27年と比較して約21%減少すると予測しています。高齢人口は増加が抑えられる一方、構成比としては30%代後半となります。年少人口は約7,600人と約16.8%の減、労働人口が約27,000人と約37%の減少となり、現役世代の大幅な減が見込まれることから、地域ぐるみの状況が現在とは一変する可能性があります。



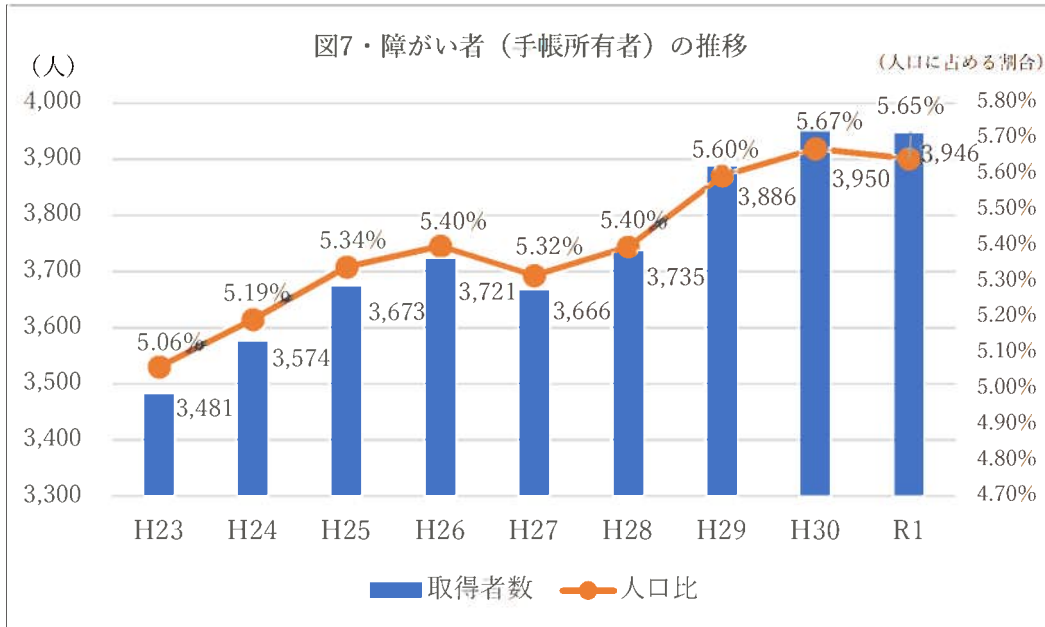
<出典 「恵庭市人口ビジョン2019」企画振興部企画課>



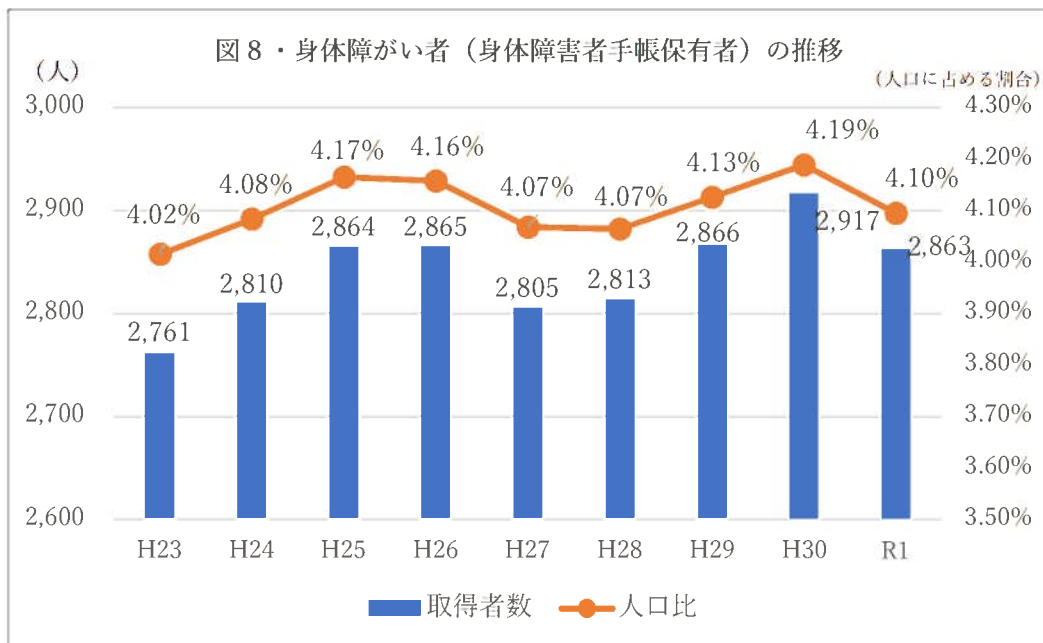
<出典 「恵庭市人口ビジョン2019」企画振興部企画課>

## 2. 障がいのある方の状況

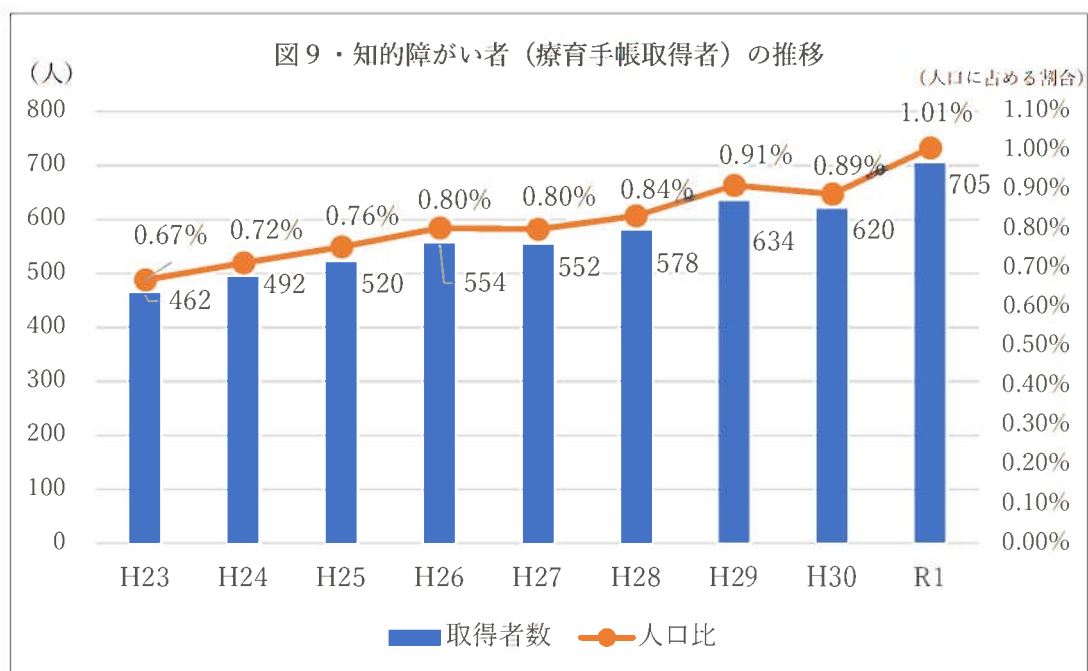
障がいをお持ちの方（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和元年で3,946人、人口に占める割合は約5.7%となっています。近年は微増傾向にあります。



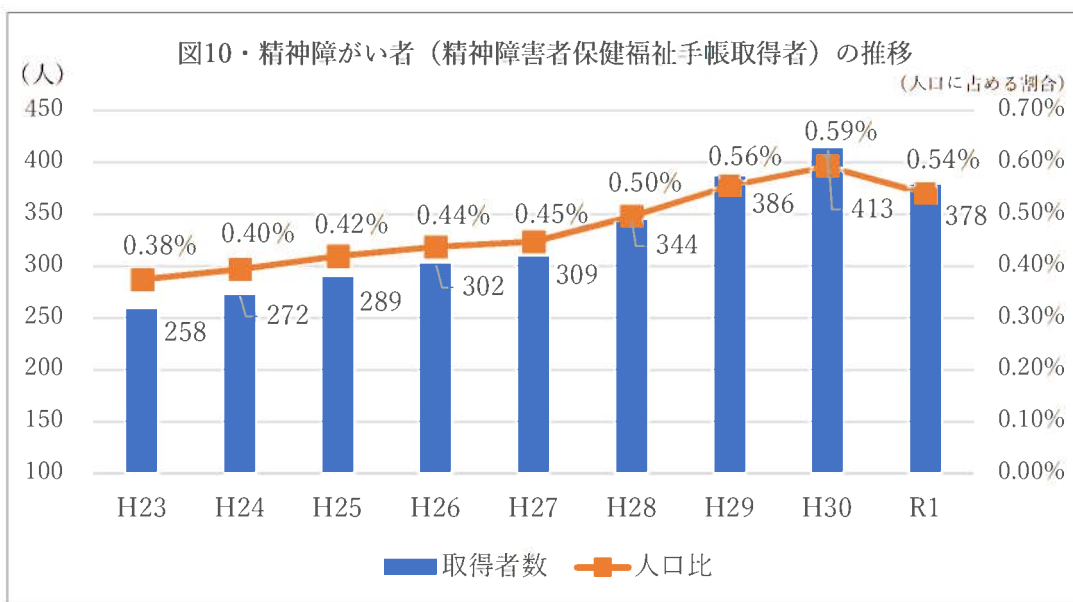
<出典 保健福祉部障がい福祉課>



<出典 保健福祉部障がい福祉課>



<出典 保健福祉部障がい福祉課>

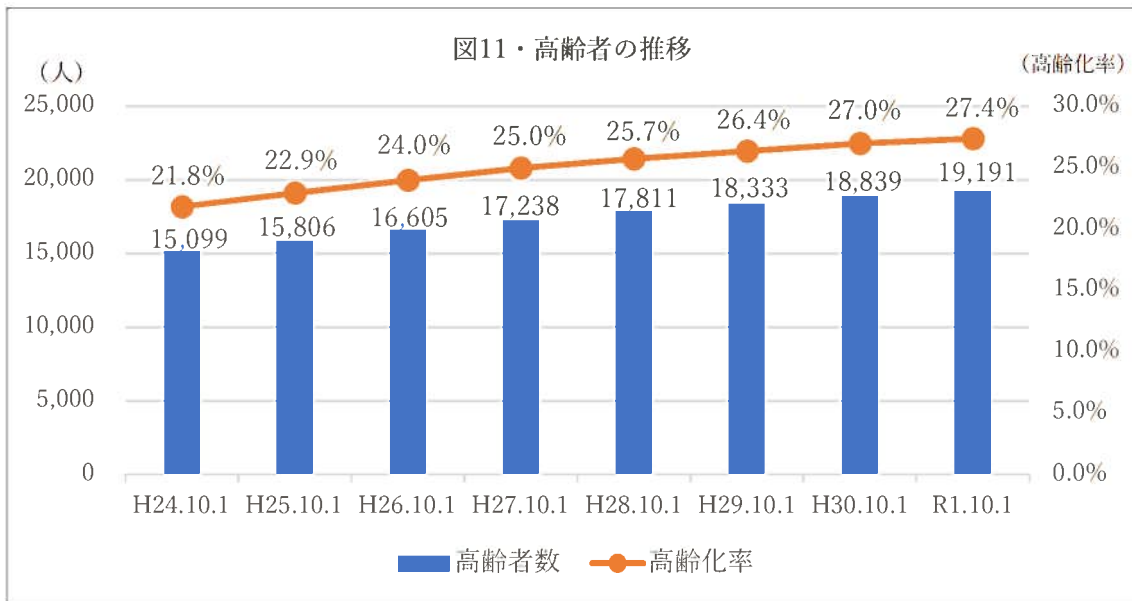


<出典 保健福祉部障がい福祉課>

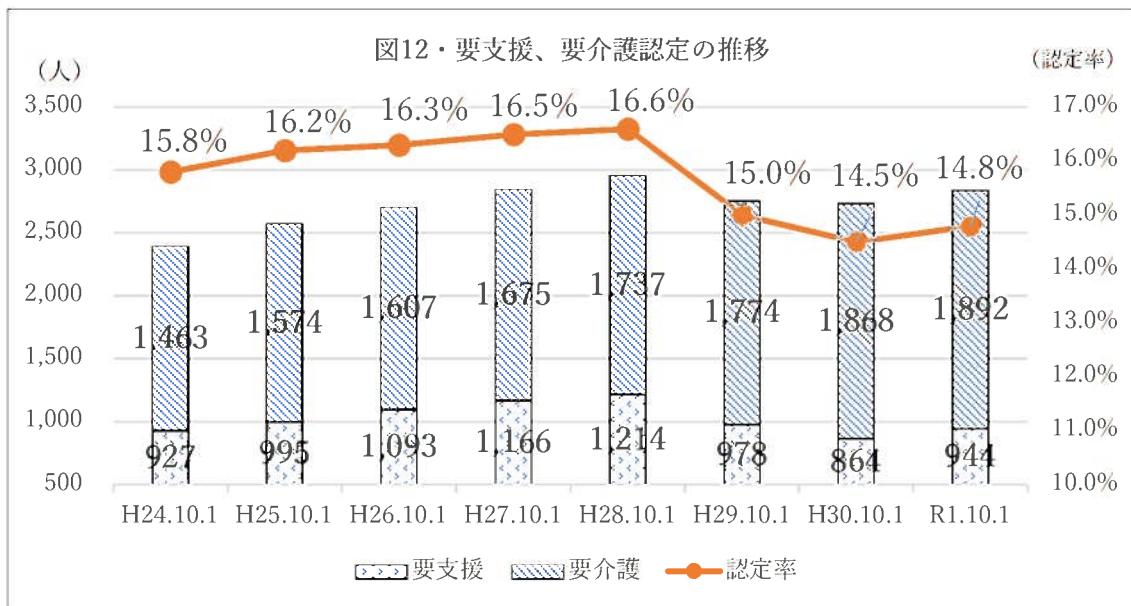


### 3. 高齢者の状況

H24年10月1日現在の高齢者数・高齢化率は、15,099人・21.8%ですが、令和元年10月1日現在は、19,191人・27.4%と、ここ近年における高齢化が顕著な状況です。認定率については、要支援者の一部が予防給付から総合事業へ移行したことにより一時的に減少していますが、高齢化の進展に伴い、増加していくことが予測されます。



<出典 保健福祉部介護福祉課>

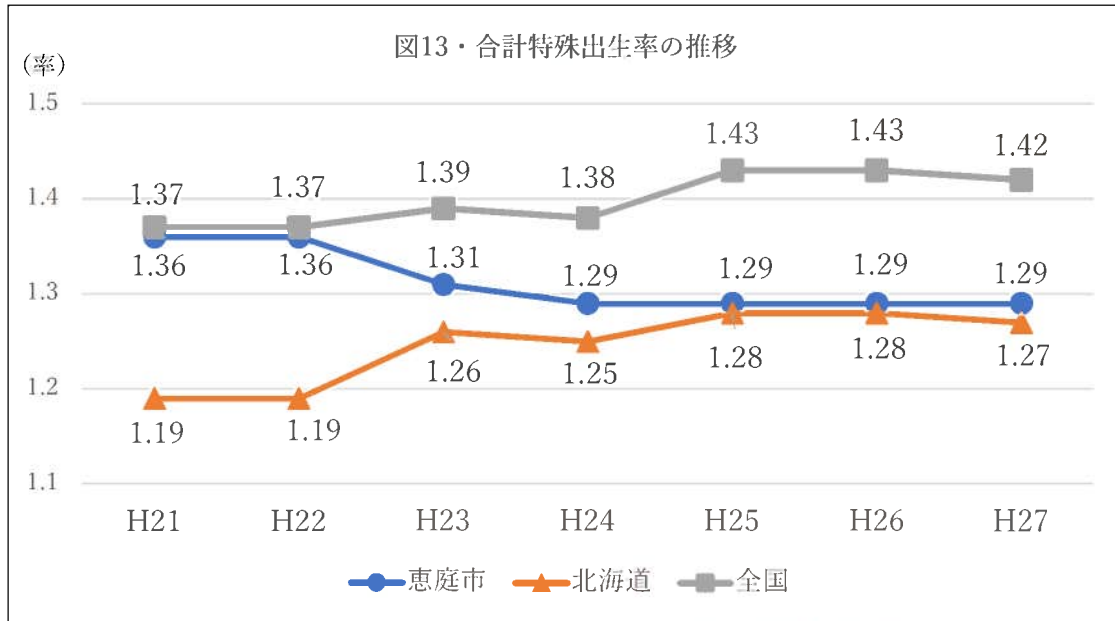


<出典 保健福祉部介護福祉課>

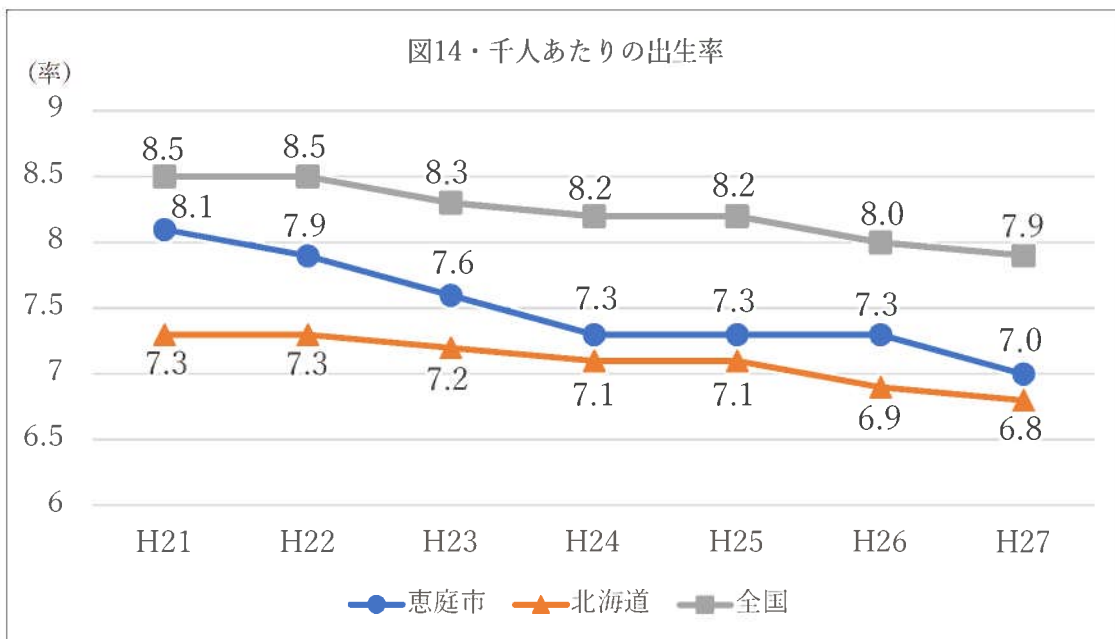


#### 4. 子どもの状況

合計特殊出生率・千人あたりの出生率とも、全国平均よりも低く、北海道平均より若干高くなっています。また、両者の出生率とも、平成21年と平成27年を比較すると減少傾向となっており、少子化の傾向にあることがうかがえます。



<出典 石狩地域保健情報年表(石狩振興局)>

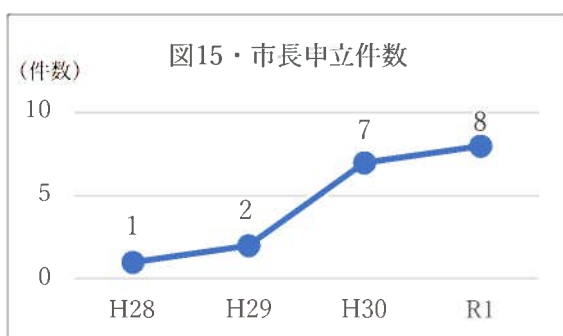


<出典 石狩地域保健情報年表(石狩振興局)>

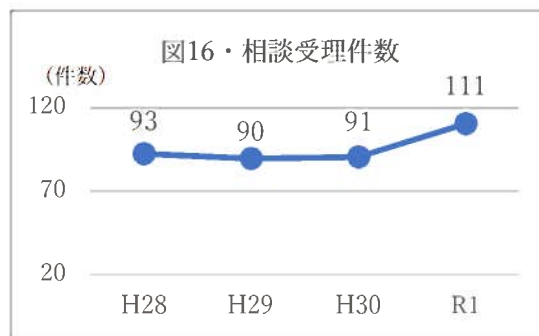
## 5. 成年後見の状況

本市が実施主体となり、制度利用の申立てを行う親族等がない方または難しい方に対する市長申立手続きは、年々増加している傾向にあり、2025年（令和7年）に団塊の世代が後期高齢者となり、ますます件数は増加すると想定されます。

また、恵庭市成年後見制度の利用に係る手続きの支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成に取り組みました。



<出典 保健福祉部介護福祉課>



<出典 保健福祉部介護福祉課>

## 6. 生活保護受給者の状況

生活保護受給者の増減は、経済情勢や景気動向により左右される傾向があります。平成20年のいわゆる「リーマンショック」などの影響により、一時は受給者が増加傾向でしたが、その後の景気回復によりここ近年の受給者数は減少の傾向にありますが、令和2年の「新型コロナウイルス」発生に伴い、今後、生活困窮者の増加も予想されるようになっていきます。



<出典 保健福祉部福祉課>

## 第3章 計画の基本理念と施策

### 1. 基本理念

第1章でも触れたように、現在の地域社会を取り巻く情勢は、少子高齢化や核家族化、さらには人口減少社会を迎える中、地域における人々のつながりが薄れていく中、様々な問題や課題が山積しています。

これまで、支援が必要な高齢の方や障がいをお持ちの方、子育てに不安がある方、生活に困窮している方などの相談や、各種福祉サービスを提供していますが、その方たちが安心して生活していくためには、地域での人と人とのふれあいや支え合いの輪を広げることが重要です。

各種福祉サービスの提供や、それらのサービスを適切・的確に支援が必要な方に届けることはもちろんのこと、住み慣れた地域で安全・安心な生活をおくるためには、そこに暮らす人々が地域における生活課題を把握するとともに、地域の人たちと「結びつき」、「助け合い」「支え合う」社会を実現させることが必要です。そのため、これまで策定した地域福祉計画の中で、地域社会へ参加し、地域に関わるきっかけづくりにつながるような施策を行ってきたところです。

しかし、社会情勢がより一層複雑化する中、地域における人のふれあいをより一層推進していく必要があることから、第1期計画において定めた基本理念をさらに継承し、地域福祉向上及び地域共生社会実現のため、各種施策を今後も推進していきます。

#### <基本理念>

人にも花にも まごころこめて  
みんなで育てるやさしいまち えにわ

## 2. 基本目標及び施策

基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現を目指すため、5つの基本目標と、それに連動する基本施策及び具体的施策を次のとおりとします。

### 基本目標1 基本理念に基づく地域福祉の推進

地域福祉推進のためには、市民、関係機関や団体、行政は、地域での支え合いや助け合いが必要であるという「共通の認識」をもって取り組む必要があります。そのため、本計画の基本理念に示しているとおおり、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、地域の一員として暮らしていくことが大切です。そのため、基本理念に対する意識を持っていただくため、広く啓発し、地域福祉の推進につなげます。

#### 施策1 地域福祉の意識啓発

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域の担い手であるという認識を持ち、地域における福祉の問題を「自分事」として関心を持ち、地域福祉活動に協力しようとする意識を醸成することが重要です。また、そのための意識付けとして、生涯にわたる福祉に関する教育を推進する必要があります。

##### 【具体的な施策】 《福祉課》

- ①本計画の理念や施策をはじめ、地域福祉推進の重要性について、市広報やホームページ等で周知・啓発を行います。
- ②支援を必要としている高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方などに対する市民の理解を深めていただくための周知・啓発を行います。
- ③市内の企業や事業所等に対し、地域福祉推進についての意識啓発のための周知・啓発を行います。

## 施策2 福祉教育の推進

支援を必要としている高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方などへの理解を深め、思いやり、支える意識の醸成を行うために、子どものときから教育を通じて福祉に関する理解を深めていただくことが必要です。

### 【具体的な施策】 《障がい福祉課・教育総務課・社会福祉協議会》

- ①小・中学校の総合的な学習の時間におけるグループ活動などを通じて、地域福祉に関する理解と関心を深めることのできる教育活動を実施します。
- ②各学校で実施するボランティア活動や地域との交流事業等に対する助成のほか、福祉体験用具の貸出、ボランティアについての説明を行うなど、児童生徒のボランティア活動を支援します。

## 基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用促進

支援を必要としている方々の福祉に対するニーズは、保健・医療をはじめとする各分野にまたがり、その方々の状況に応じ、解決すべき課題等も多種多様にわたっています。

そのため、その方々に対し、ニーズにあったきめ細かなサービスを提供するためには、相談等の内容を充実させ、関係機関や団体等と連携しながら、安心して福祉サービスを提供することができる体制づくりが必要となっています。

### ■基本施策 1 ■ 福祉に関する相談体制の充実

#### 施策 1 相談支援窓口・体制の充実

支援を必要としている方々に応じ、高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方や育児に悩みのある方など、それぞれが抱える悩みや問題などを的確に把握し、問題の解決に向けた支援を行うためには、相談体制や実施体制を充実させる必要があります。また、支援を必要とする方は多種多様な問題を抱えていることが多いことから、総合的な相談支援体制についての検討が必要となっています。

#### 【具体的な施策】

##### (1) 高齢者のための相談体制 《介護福祉課》

- ①保健師など専門職による窓口・電話による各種健康相談や家庭訪問による相談を実施します。また、市内4か所に設置している地域包括支援センターを通じ、地域に密着した各種相談や支援機能等の充実を図ります。
- ②生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実のため、ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘等地域資源の開発やネットワーク化を推進します。
- ③認知症地域支援推進員を配置し、地域における医療と介護の連携強化、市内に居住する認知症の方やその家族に対する支援体制を構築します。
- ④高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築します。



(2)障がいのある方の相談窓口・実施体制 《障がい福祉課・子ども家庭課・子ども発達支援センター》

- ①窓口には社会福祉士等の専門の資格を有する障がい福祉相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。
- ②障がい者総合相談支援センターを設置し、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職による高度で専門的な相談を実施し、相談体制の充実を図ります。
- ③子ども発達支援センターにおいて、発達に不安や心配のある児童とその家族に対する相談を実施するほか、北海道より市町村中核子ども発達支援センターの認定を受け、早期に適切な相談を受けることで、相談体制の充実を図ります。また、小児科医による相談事業の実施により、発達に不安のある児童や障がいのある児童の発達や家庭での関わりなどについて助言を行います。

(3)子どもの相談窓口・実施体制 《保健課・子ども家庭課・子育て支援課》

- ①子どもに関する相談は、専門職による支援を充実させます。
- ②乳幼児健診や育児教室をはじめ、各種相談の実施により育児不安の軽減を図ります。また、子育て世代包括支援センター事業により、妊娠・出産・子育て期にわたる情報提供・保健指導や支援プランを策定し、切れ目のない支援体制を構築していきます。
- ③産後ケア事業により、退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かな支援を行うことで、母親の身体的回復と心理的な安定促進とともに、その家庭が健やかに安心して子育てをすることができる支援を行います。
- ④保育園・認定子ども園での地域交流保育や子育て支援センターでの相談・情報提供により、子育ての不安軽減を図っていきます。
- ⑤ひとり親家庭、子ども家庭相談をはじめ、児童虐待やDV(配偶者からの暴力)などの相談に対応するため、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等を配置し、問題解決に向けた相談・支援に取り組みます。

(4)包括的相談体制整備の検討 《福祉課・介護福祉課・障がい福祉課・保健課・子ども家庭課》

これまで、支援を必要としている方に対して、支援の分野ごとに相談体制を構築し、支援を実施していますが、一人の方が複数の分野にわたる課題を抱えている場

合もあります。これまで同様、関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の構築を推進するとともに、相談窓口のあり方等について検討します。

## 施策2 情報提供体制の充実

福祉サービスに対する情報提供は、サービスを受ける又は受けようとする方にとってわかりやすく、かつ、簡単に情報を取得できるような仕組みが必要です。

これまで、広報誌をはじめとする様々な媒体を活用し、福祉サービスに関する情報提供を行っていますが、今後もわかりやすく、取得しやすい情報提供体制が必要です。

### 【具体的な施策】 《保健福祉部・子ども未来部関係各課》

- ① 広報誌やホームページを活用し、支援を必要としている方々に対する福祉サービスに関する情報を提供するとともに、特に伝えたい事項については、それに特化した情報をブログやフェイスブック等様々な媒体を活用して提供するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- ② 福祉に関するガイドブック等により情報を提供していきます。
- ③ すべての市民が保健や福祉、医療に関する情報を公平に取得できるよう、点訳や音訳の充実に努めます。

## 施策3 生活困窮者支援対策への取組

社会情勢や経済情勢のめまぐるしい変化が進む中、生活を営む上で様々な困難を強いられる方々も多数いらっしゃいます。そのような、生活に困窮される方々を支援するため、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護の前段のセーフティーネットとして支援制度が構築されました。

これまでも、生活に困窮されている方々の支援を実施していますが、さらなる支援策の充実が求められています。

### 【具体的な施策】 《福祉課》

生活に困窮されている方々の相談体制充実のため、窓口を自立支援相談機関として恵庭市社会福祉協議会に委託し、事業を実施しています。今後においても、生活に困窮されている方々が抱える課題や問題点等を専門機関として評価・分析すると



ともに、個々人のニーズにあった支援プランの作成等必要なサービスを提供します。また、相談機関と緊密に連携し、自立に向けた支援を実施していきます。

#### 施策4 自殺予防対策の推進

我が国において、自殺により命を絶ってしまう方が平成10年に急増したことから、国において「自殺対策基本法」に基づく総合的な自殺対策を行っていますが、いまだに年間2万人を超える方の自殺が続いており、楽観できる状況ではありません。

自殺者数の低減をはかることはもちろんですが、自殺の原因となる事象を把握し、自殺予防に関する市民の意識向上と、リスクのある方のケアや相談体制を整備・充実していくことが必要です。

##### 【具体的な施策】 《保健課》

恵庭市においては、「誰もが安全安心に暮らし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す」ことを基本理念として、令和元年に5か年を計画期間とする「いのちを支える 恵庭市自殺対策計画」を策定しました。

自殺者数の低減を図るため、こころの健康づくりの推進や、適切な精神保健医療サービスの提供を行います。また、ゲートキーパーの養成や教育・労働等市内関係機関とのネットワークを強化し、未遂者のリスクや自殺企図の防止など、自殺防止に向けた施策を展開していきます。

#### 施策5 罪を犯した者等への支援

罪を犯した人の中には、高齢者や障がいのある方など、福祉的な支援を必要とする方々があります。再び犯罪をおこすことのないよう必要な支援を行うことが、犯罪のない社会づくりに必要となっています。

##### 【具体的な施策】 《福祉課》

- ①刑務所から出所した方等のうち、高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方など、福祉的な支援を必要とする方に対し、円滑なサービスが提供できるよう庁内各課や関係機関との連携を図ります。
- ②地区保護司会と連携し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、罪や非行の防止と、犯罪をおこした人の更生に対する地域の理解促進に努めます。

## ■基本施策2 ■ 地域福祉ネットワークの構築

### 施策1 地域福祉ネットワーク化の推進

支援を必要とする方は、その抱える問題や課題を解決するため、各種相談機関等がその解決に向け、実態の把握や問題解決に向けた方策を検討し、適切な支援を実施していますが、一つの機関だけでは、情報量の少なさや解決の手段に限界があることがあります。

相談者に対し、問題や課題解決に向けた支援を行うためには、一つの機関だけでなく、他の機関等と連携した中で新たな解決策を見出すことができる場合があることから、各種相談機関等のネットワーク化により、課題の検討や共通理解を深め、より適切な支援を実施するため、関係機関等とのネットワーク化をさらに進める必要があります。

【具体的施策】 《介護福祉課・障がい福祉課・子ども家庭課・子ども発達支援センター》

- ①地域の障害福祉関係機関で構成する「障がい者地域自立支援協議会」において、地域の相談支援事業者等との連携により、障がいのある人の適切な支援を実施します。
- ②発達に心配のある、又は障がいを持つ児童の支援のため、恵庭市発達支援推進協議会による関係機関との連携に努めます。
- ③医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、恵庭市在宅医療・介護支援センターを設置し、地域における医療・介護の関係機関の連携体制を図ります。
- ④地域支援ネットワーク構築のための包括ケア会議において、保健・医療・福祉の面における連携を図ります。

### 施策2 虐待防止・DV防止の推進

虐待は、その多くが家庭や施設で行われることから、発見や被虐待者が自ら救いを求めることが大変難しい側面があります。

虐待は、重大な人権侵害です。虐待を受けている高齢者や障がいのある方、子ども、配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス・DV）を受けている人など

の早期発見と迅速な安全確認と支援が必要です。さらには、虐待防止に係る周知啓発を行い、虐待を認めない地域社会の構築が必要です。

**【具体的な施策】 《障がい福祉課・介護福祉課・子ども家庭課》**

- ①市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO 法人や社会福祉法人、事業所、ボランティアなど地域福祉推進のための実践活動を行っている方々の見守り活動により、虐待等の早期発見につなげます。
- ②警察等関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議における連携により、高齢者虐待防止の取り組みを進めます。
- ③障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある方に対する虐待通報や支援、虐待防止の取組みを行うとともに、恵庭市障がい者地域自立支援協議会においてネットワークを構築し、情報共有を行うなど関係機関との連携を図ります。
- ④児童に対する虐待防止のため、関係機関で構成する要保護児童ネットワーク協議会での緊密な情報交換等により、連携強化による虐待防止に取り組みます。

**施策3 関係機関との連携強化**

住み慣れた地域で安心・安全な生活をおくるためには、地域における人と人のつながりを大切にし、共に支え合い、助け合うことが必要です。

そのため、市や地域福祉推進のための重要な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、地域における身近な相談役である民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO 法人や社会福祉法人、事業所、ボランティアなど、地域福祉活動を実践している方々が、それぞれの役割を担いながら連携することが必要です。

**【具体的な施策】 《福祉課》**

市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO 法人・社会福祉法人、事業所、ボランティアなど地域福祉推進のための活動を行っている方々のネットワーク化を図ります。

**施策4 共生型サービス等の展開**

地域に暮らす人たちが安全・安心に暮らしていくために、分野横断的な福祉サービスを展開する体制が必要です。

【具体的な施策】 《福祉課》

支援を必要とする方々に対する分野横断的な福祉サービスの提供体制についての検討を行います。

■基本施策3 ■ 福祉サービスを安心して利用できるシステム

施策1 権利擁護の推進

平成28年5月、成年後見制度利用促進法が施行され、制度利用促進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を策定することが市区町村の努力義務とされ、また平成29年3月、「成年後見利用促進基本計画」が国により策定され、市町村計画に盛り込むべき内容が明示されました。

認知症の症状のある方や知的障がいのある方などの判断能力に不安がある方が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれており、支援が必要な方を早期に発見し、速やかに必要な支援に結び付けるため、関係者の支援体制の構築や適切な後見人が選任される仕組みづくりと、その中核となる機関の体制整備が重要です。

一方、後見人に財産管理等を任せることへの不安や申立費用、後見人への報酬支払等の金銭的な負担から、成年後見制度を利用したくないと考える方もいます。制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、更なる制度の周知と啓発が必要です。

近年、後見人の選任において、親族の割合が減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の割合が増加しています。成年後見制度へのニーズがますます高まる中、専門職が全てを担うことは難しく、専門職以外の市民後見人や法人後見の活用が期待されています。

また、高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。判断能力に不安がある方が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要です。

さらに、障がいのある方の権利擁護の推進として、障害者差別解消法に基づく障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

**【具体的な施策】 《介護福祉課・障がい福祉課・社会福祉協議会》**

- ①成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切な支援につなげるための地域連携ネットワークを構築します。
- ②地域連携ネットワークにおいて、必要な関係する団体等のコーディネートを行う中核機関を設置します。
- ③地域連携ネットワークにおける中核機関につき、段階的に、広報、相談、利用促進、後見人支援機能を整備し、今後増加する成年後見制度のニーズに対応する市民後見人の受け皿を確保します。
- ④判断能力が十分でなく、後見人等が必要な状況であるにも関わらず、身寄りがなく、保護を得られていない方、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な場合につき、サポートするために後見開始の審判に係る市長申立、費用助成を行います。
- ⑤社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業の周知徹底と制度の利用を促進します。
- ⑥障がいのある方の権利擁護推進のため、障がいのある方の不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供など障害者差別解消法の周知・啓発を推進します。

**施策2 苦情相談などの周知**

福祉サービスにおいては、利用者が自ら必要とするサービスを選択し、契約に基づき利用することができるサービスの提供体制を充実させるのみならず、利用者の声を広く聞き、利用者の意見や苦情を幅広く取り上げることによるサービスの質の向上や改善に向けた取り組みが必要となります。

サービスの質の向上や改善へつなげるためには、サービスを利用する方が安心して意見や苦情を述べることのできる環境づくりが必要となります。

**【具体的な施策】 《福祉課》**

- ①サービスの支給決定や認定等に係る通知の文書に、サービスに不服がある場合の不服申立ての方法や申立てをすることができる期間などについて記述することにより、苦情を申し立てることができる制度についての周知を行います。
- ②各種サービスに係る事業者に対し、苦情や申立てに係る解決を図る機関等についての情報提供を行います。



### **基本目標3 地域における社会福祉事業の健全な発達促進**

地域福祉を向上させるためには、地域においてサービスを提供する事業者が、サービスを利用する人に対して適切かつ的確なサービスを提供することができることが重要であるとともに、事業を担う人材の育成も必要となります。

#### **■基本施策1 ■ 福祉サービス事業の育成**

##### **施策1 福祉サービス事業の充実**

福祉サービスは、利用者の主体的な選択と自己決定に基づくサービスの提供という利用者本位の提供が基本となっています。サービスに対するニーズの多様化に伴い、サービスを提供する事業者もより高度で多様なサービスを提供することが求められています。

事業者が今後も計画的で柔軟なサービスを提供する体制を確保・維持するために、サービスを提供する事業者との連携や事業者同士の情報交換等の場の充実とともに、地域に密着した多様な新規事業者の参入を促す必要があります。

##### **【具体的な施策】 《福祉課》**

- ①福祉サービス提供の質を向上させるためには、サービスを提供する事業者間のネットワークや連携が重要です。これまで各分野において情報共有や連携のための協議会等が設置されていますが、サービス向上の観点からもその取り組みを進めていきます。
- ②福祉サービスを提供する NPO 法人や社会福祉法人、団体等が地域におけるサービス提供の一員としてその役割を担うことができるよう、積極的な情報提供等による側面的な支援を行います。
- ③多くの福祉サービスは、民間事業者が中心的な担い手であることから、競争原理のもとサービス基盤の充実を図るとともに、第三者評価や自己評価等を活用したサービスの質の向上に向けた取り組みについて周知・啓発を行います。

## ■基本施策2 ■ 福祉を担う人材の育成

### 施策1 人材の育成・確保

支援を必要としている方々が福祉サービスを安心して受けるためには、良質なサービスであることはもちろんのこと、サービスを提供する事業者においても高度な知識やノウハウ等を兼ね備える必要があります。

#### 【具体的な施策】 《介護福祉課・子育て支援課》

- ①介護保険事業者に対して、北海道福祉人材センター等で実施する事業について周知するなど、サービス従事者の確保と養成に努めます。
- ②包括支援センターや介護保険事業所その他関係団体と連携し、研修会の企画等に関わるなど、介護職員の資質向上の取り組みを支援します。
- ③保育園職員に対する職場内研修や、外部機関が実施する各種研修への参加により、職員や保育園全体のスキルアップと日常の保育の質の向上に努めます。

## 基本目標4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進

地域における支え合いやつながりを深めていくためには、地域福祉に関わる活動へ積極的に参加していただくきっかけづくりが必要です。活動場所の整備のほか、日ごろ地域福祉活動を行っている方々と関わりをもっといただくきっかけづくりも必要となります。

### ■基本施策1 ■ 恵庭市社会福祉協議会との連携強化

#### 施策1 恵庭市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、地域福祉に対するニーズに応じ、地域に密着しながら様々な事業を行う地域福祉活動のいわば「要」として重要な役割を担うこととされています。

また、市が行う福祉施策とのかかわりが強いことから、市との協力関係のもと、地域福祉の推進を進めていく必要があります。

#### 【具体的な施策】 《福祉課・介護福祉課・障がい福祉課》

- ①社会福祉協議会では、社会福祉法に定める使命を果たすため、「地域福祉実践計画」を定め、同計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するための様々な事業を展開しています。社会福祉協議会が行う事業について財政的な支援を行うとともに、各種事業に対する協議や情報共有を行うなど、より一層の連携・協力関係を構築します。
- ②市が所管する各種の福祉サービス事業のうち、社会福祉協議会に移管した事業について、必要に応じ協議や支援を行い、事業推進のための連携を図ります。
- ③社会福祉協議会では、自力での歩行が困難な高齢者や障がいのある方の外出を支援する高齢者等外出支援サービス事業、車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸し出す福祉車両貸出事業、寄贈された車いす等を必要とする方へ無料で貸し出す福祉用具貸出事業などを実施しています。それらの事業について周知するとともに、事業実施について連携を図ります。
- ④いきいき百歳体操サポーター養成講座などの介護予防事業について、社会福祉協議会と協議・連携のもと、事業を進めていきます。



⑤上記のほか、地域福祉向上の観点から、社会福祉協議会が実施する各種事業・業務が円滑に遂行できるよう、連携と協力を今後も行っていきます。

## ■基本施策2 ■ 民生委員児童委員活動の推進

### 施策1 民生委員児童委員の活動支援

民生委員児童委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、地域からの推薦により厚生労働大臣から委嘱を受けて活動を行う委員です。高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方など、見守りを必要としている方々に対して、それぞれのニーズにあった福祉サービス提供について、相談に応じたり情報提供を行うなど、地域の身近な「相談役」として、またそれらの活動を通じ、支援を必要としている方々の継続的な援助を行うなど、地域福祉の推進役として重要な役割を担っています。また、市をはじめ各種福祉関係機関・団体、学校など、様々な場面で連携や協力を行うなど、地域福祉の向上に寄与しています。

今後も、民生委員児童委員の活動が円滑に行われるよう、支援を行う必要があります。

#### 【具体的な施策】 《福祉課》

- ①民生委員児童委員の業務や役割とその必要性について積極的な周知を行います。
- ②民生委員児童委員の活動に資するため、自己研鑽と資質向上のための研修会等の参加への支援や、必要な情報の提供を行います。
- ③各種福祉機関・団体など、様々な機関との連携についての支援を行います。
- ④民生委員児童委員連絡協議会の活動が円滑・活発に行うことができるよう支援を行います。

## ■基本施策3 ■ 地域の力による福祉活動の推進

### 施策1 地域福祉活動への支援

個々人のライフスタイルの変化などにより、「向こう三軒両隣」といった近所同士のつきあいが無くなりつつなるなど、地域に住む人たちの地域への意識やつながりの希薄化が顕在化しています。

その中で、町内会・自治体は、保健衛生や福祉、防災、環境整備、青少年育成など、地域の発展とつながりを生み出すため、あらゆる活動を実践しており、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。今後も町内会・自治会との連携を一層強化する取り組みが必要です。

【具体的な施策】 《市民生活課》

- ①自治活動交付金により、町内会・自治会の自主的な活動を継続的に支援していきます。
- ②地域の見守り・支え合いの推進のため、一人暮らし高齢者等冬季除雪サービス事業を町内会・自治会へ委託しています。今後も継続的に事業を行っていきます。

施策2 地域福祉のつながりの活用

少子化や高齢化、さらには人口減少が進む現代社会においては、地域で活動している様々な団体同士がつながりを持ち、その取り組みを支援することが、地域福祉を推進する上で必要不可欠となっています。

【具体的な施策】 《社会福祉協議会・介護福祉課・市民生活課》

- ①社会福祉協議会が実施している「ふれあいサロン事業」は、身近に集える場所として、また介護予防の場として、いきいき百歳体操の実施による高齢者の健康増進と居場所づくりや、サロン団体交流会によりサロン事業に関わる方々の情報交換などを行っています。今後もこの事業について社会福祉協議会と連携し、必要な支援を行っていきます。
- ②社会福祉協議会では、町内会・自治会が実施している地域での支え合いを目的とした「小地域ネットワーク活動」を実施し、地域福祉座談会や声かけ訪問、福祉マップづくりなど、町内会・自治会が実施する事業に対して支援を行っています。今後も、運営面や財政面での支援を行っていきます。
- ③各老人クラブでは、コミュニティ・スクール活動や地域の公園の花壇管理、登下校時の交通安全指導、小学校児童との交流会など、世代間交流を実施しています。今後も各クラブに対して積極的な取り組みを呼びかけます。
- ④「生きがいのある生活をおくりたい・技術を身に付けたい」などを願う人たちに対して、まちの財産ともいえる様々な知識・経験・技術をもっている人やグループを紹介する「えにわ知恵ネット」事業について、ホームページを活用した情

報発信によりその活用を推進します。

⑤高齢者の生活を支え、生活支援・介護予防サービスの充実や、ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘などの地域資源の開発・ネットワーク化を推進するため、社会福祉協議会及び地域包括支援センターに「生活支援コーディネーター」を配置しています。今後もこれらの活動が推進されるよう連携・支援していきます。

### 施策3 地域における見守り活動の推進

高齢者をはじめ、障がいのある方など、福祉的な支援を必要としている方々が地域から孤立することなく安心して暮らしていけるよう、市、警察、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ等地域福祉を推進する関係機関・団体、また電力供給事業者、ガス供給事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店などと、「恵庭市地域見守り隊」を構築し、地域の見守り活動に取り組んできました。

【具体的な施策】 《福祉課・介護福祉課・障がい福祉課》

- ①「恵庭市地域見守り隊」についての周知・啓発を積極的に行い、見守り活動や見守り体制の強化・推進を図っていきます。
- ②認知症のある高齢者や障がいのある方の行方が分からなくなった場合に、警察や地域、市が連携して事故の未然防止と早期発見につなげる「恵庭市 SOS ネットワーク」活動を実施していきます。
- ③ひとり暮らし高齢者等冬季除雪サービスの町内会等への委託により、地域の見守り・支え合いを引き続き推進していきます。
- ④地域包括支援センター等の高齢者相談対応機関や、包括ケア会議等と連携し、支援の必要な高齢者の把握に努めます。

### 施策4 地域において気軽に立ち寄ることのできる施設の活用

誰もが気軽に立ち寄り、様々な活動を行うことができる「複合施設」が市内に3か所設置されています。

複合施設は、地域住民の交流の場として、また多世代が集まり交流できる場として設置されており、地域福祉推進の観点からも必要とされる施設となっています。

【具体的な施策】 《関係各課》

複合施設は、町内会・自治会や高齢者の活動支援、子育てに関する機能などを併せ持つ施設です。また、それらの多世代が一か所に集まることにより交流の場が生まれるしくみづくりの一つとなっています。

複合施設としての全体的な機能が発揮されるよう、関連する施策を推進していきます。

## ■基本施策4 ■ ボランティアとNPO法人による地域福祉活動の促進

### 施策1 ボランティア活動の活発化と人材の育成

福祉に関するボランティア活動は、様々な主体により実施されています。NPO法人は、その専門性や機動性により地域福祉の推進役として重要な役割を果たしており、高齢者や障がいのある方への支援だけでなく、市民生活の一助となるような活動を様々な分野で行っています。

ボランティア活動の中心を担う社会福祉協議会は、ボランティア活動の橋渡し役としての「ボランティアセンター」を運営しています。センターの安定的な運営により、ボランティア団体の活動の円滑化が図られることから、機能強化への支援が必要です。さらに、ボランティア活動の活発化のため、ボランティアに係る人材の育成が必要となります。

#### 【具体的な施策】 《福祉課・介護福祉課・障がい福祉課・社会福祉協議会》

- ① 広報誌やホームページを通じ、ボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、活動に参加したい方への問い合わせ窓口等を周知し、ボランティア活動への参加を推進します。
- ② 社会福祉協議会では、ボランティア活動の参加へのきっかけづくりと登録者のフォローアップを目的とした研修会を開催しているほか、ボランティアセンターだよりによる情報提供を行っています。今後もボランティア活動の促進とボランティア人材の育成を図ります。
- ③ 高齢者が介護施設等で行ったボランティアに対するポイントの付与を行うボランティアポイント事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。今後は、登録人数の増加と継続して活動する人材の増加に向けた啓発を行っていきます。
- ④ NPO法人は地域福祉に大きく貢献する団体であることから、NPO法人とボ

ランティアとのネットワーク化を図るとともに、NPO 法人に関する周知・啓発を行います。

## 施策2 NPO 法人への支援

NPO 法人は、高齢者や障がいのある方、子育てなど様々な分野で活躍しています。

今後においても、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たせるよう支援する必要があります。

### 【具体的な施策】 《市民生活課》

NPO 法人を対象とした各種セミナーを開催し経営に対する支援や、市のホームページを活用した NPO 法人の活動内容の紹介などを行っています。今後も NPO 法人の事業が充実するよう、支援を行っていきます。

## 基本目標5 暮らしやすいまちづくりの推進

地域で安全で安心な生活をおくるためには、「暮らしやすい」まちづくりを推進することが必要です。移動手段に困難を抱えている人たちへの交通環境の整備やバリアフリー化はもとより、地域における防犯や交通安全、地震や風水害などの災害時に備えるための体制の整備が必要です。

また、本市の特色でもある子育て支援や花のまちづくりを推進することにより、市民一人ひとりが「住んでよかった」と思っていただけのようなまちづくりを進めていきます。

### ■基本施策1 ■ 魅力あるまちづくり

#### 施策1 子育て支援のまちづくり

近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等により、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子どもを生き育てやすい環境づくりをに地域全体で取り組むことが必要です。

本市においては、平成27年に「第1期えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し、幼稚園や保育所等の教育・保育について必要な量を定め、子どもの居場所づくりや地域子育て支援事業などの様々な子育て支援に関する事業に取り組んできました。

#### 【具体的な施策】 《子ども家庭課・子育て支援課》

- ①令和2年からの「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」に基づき、すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを推進します。
- ②子育て情報に関するガイドブックの発行のほか、広報誌や情報誌、恵庭市子育て支援サイト「えにわっこなび」を活用し、子育て情報の積極的な発信に努めます。
- ③様々な困難を抱える子どもたちを対象に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子ども生活・学習支援事業」を実施しています。今後も地域とのつながりや安心して暮らせる居場所として事業を推進していきます。
- ④恵庭で子どもを生き育てたいという市民を応援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、地域全体で子育てを支え合う「えにわ子育て応援隊」が市



内の関係機関と団体を構成員として設立しました。今後も、子育てに関するイベントや事業の周知、地域や職場での子育て支援の実践などに取り組んでいきます。

## 施策2 花のまち 恵庭

花のまちづくりは、「恵庭を花と緑いっぱいのもちにして、このまちをいつまでも愛着と誇りの持てるまちにしたい」という思いのもと出発しました。ガーデンづくりは、花を通して家族や近所とのかかわりが深まり、地域へ、通りへ、さらにはまち全体に広がっていきました。このように、市民・行政・団体・企業が花と緑にあふれた美しい環境のあり方を議論し、協働で育むことで人々がつながりあい、触発しあい、次世代に引き渡すことのできるまちづくりが生まれてきます。

### 【具体的な施策】 《花と緑・観光課、全国都市緑化北海道フェア準備室》

①平成30年に策定した「えにわ 花のまちづくりプラン」では、「すべての人にやさしい花のまち」として、ユニバーサルデザインのガーデンを整備することを掲げています。この花のまちづくりが地域福祉の推進に活かされるよう、施策を進めていきます。

②第2期恵庭市観光振興計画に基づき、気軽に花とふれあい、観光客・レクリエーション客が時間を消費できる魅力あるエリアとして、花の拠点（はなふる）が令和2年11月にオープンしました。また、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として、「第39回全国都市緑化北海道フェア」が令和4年6月に花の拠点をメインに開催される予定となっています。

花のある暮らしは、地域における人々の「癒し」となり、そこに住む人々の生活に潤いをもたらすこととなります。地域福祉を進める上で、花のまちづくりの推進とともに、各種施策を進めていきます。

## ■基本施策2 ■ 福祉でまちづくり

### 施策1 交通環境の整備

高齢者や障がいのある人、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、気軽に安心して移動できる手段の環境整備が必要です。

交通環境については、大幅な路線の見直しによる円循環路線への変更やパターン

ダイヤの導入、車両の増車による増便、利用者への情報提供といった施策によりエコバス・エコタクの利用実績が増加しているところとなっています。

【具体的な施策】 《市民生活課・介護福祉課・障がい福祉課》

- ①令和2年に策定した「第3次地域公共交通総合連携計画」では、わかりやすい路線とダイヤの維持の検討やエコタクの運行継続による交通空白地域の解消に努めることとしています。今後も、地域のニーズを把握し、公共交通システムの構築・維持に努めていきます。
- ②障がいのある方や介助を必要とする方に対して、介護・福祉タクシーや福祉有償運送、社会福祉協議会が実施する高齢者等外出支援サービスを実施しています。今後も福祉交通による支援を行っていきます。

## 施策2 バリアフリーのまちづくり

本市では、高齢者や障がいのある方、妊婦をはじめ、すべての人の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが安全で安心して住み続けることのできる生活環境の形成と公共交通志向型の環境に配慮した市街地整備や、高齢者や障がいのある方などの社会参加による活力あるまちづくりを行ってきました。

今後も、国、北海道、公共交通機関、公安委員会、市などの関係機関と市民団体で設置された「恵庭市バリアフリー協議会」により、関係機関・団体と連携を図りながら事業を進めていきます。

【具体的な施策】 《まちづくり推進課》

恵庭市バリアフリー基本構想に定められた重点整備地区内における特定事業計画の実施に向け、恵庭市バリアフリー協議会により事業実施にあたっての調整を行っています。今後も、関係機関と連携を図り、事業を円滑に進めていきます。

## 施策3 就労支援の充実

地域福祉の推進にあたり、そこに住む人たちが豊かな生活をおくるためには、経済的な自立を促す必要があります。特に福祉的な支援を必要としている方々に対して、より一層就労に関する支援を充実させる必要があります。

【具体的な施策】 《農政課・商業労政課・福祉課・子ども家庭課・障がい福祉課》

- ①地域職業相談室（ジョブガイド恵庭）にハローワーク職員及び市の相談員を配



置し、就労支援を実施しています。また、相談内容により、関係する庁内各課と連携して対応しています。今後も相談者に寄り添った就労支援を実施していきます。

②ひとり親家庭の支援として、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援助成事業を行っています。今後も周知を図りながら事業を進めていきます。

③障がいのある方の支援として、障がい者総合相談支援センターにおいてハローワークと連携するなど就労相談や支援を実施しています。今後も障がいのある人の自立に向けた支援を推進します。また、障がいのある方の農業分野における就労の機会を提供し、障がいのある方の生きがいづくりに向け、今後も推進していきます。

④生活に困窮する方々に対し、自立相談支援機関における就労や支援を行っています。今後も、自立相談支援機関と連携し、生活に困窮する方々の就労支援に取り組んでいきます。

### ■基本施策3 ■ 安全で安心なまちづくり

#### 施策1 地域防犯・交通安全の推進

安全で安心した生活を送るためには、犯罪や交通事故のない地域社会が必要であり、市民生活や社会経済発展の基盤となるものです。しかし、社会環境の様々な変化に伴い、災害や事故の多発化など、日常生活を脅かす要素が広がっています。

本市では、地域における交通安全意識の高揚や自主的な活動の促進、生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して生活・滞在することができる地域社会の実現を目指し、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」と、それを推進するための「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」を定め、市民・事業者・行政が一体となって安全で安心なまちづくりを目指すこととしています。今後も安全で安心な生活がおくれるような施策が必要となっています。

#### 【具体的な施策】 《市民生活課》

①市及び警察の連携のもと、地域安全ニュースなどの町内会での回覧や、大型商業施設等で飲酒運転や居眠り運転防止などの啓発活動を実施しています。今後も

社会情勢に合わせ、広報活動や啓発活動を随時行っていきます。

②児童の登下校の安全確保のための交通児童指導員等の配置や、交通安全を喚起する看板の設置など、通学時の安全確保に努めています。今後も関係機関と連携し、児童等の安全確保に努めていきます。

③高齢者や障がいのある方が交通事故や犯罪に遭わないよう、交通安全教室などを実施しています。また、高齢者の交通事故未然防止の観点から、運転免許証の自主返納窓口を開設しています。今後も引き続き事業を展開していきます。

④消費生活相談窓口を恵庭消費者協会に委託し、消費生活に関する市民の相談に応じています。また、消費者協会による出前講座の実施や、広報車による街頭啓発による消費者被害の未然防止を図っています。情報通信技術の普及による犯罪の多様化が進むなど、社会情勢の変化を見ながら、消費者被害防止に努めていきます。

⑤犯罪被害者相談窓口を警察と連携して設置し、犯罪被害者等からの相談に応じています。また、犯罪被害に遭わないよう関係機関への情報提供を実施しています。今後も必要な支援に努めていきます。

⑥犯罪や交通事故を防止するため、町内会等からの要望に基づく防犯灯の設置や、防犯カメラ設置への助成を行っています。また、信号機等の交通安全施設の設置についても要望に基づき、市・警察が連携して設置を進めています。今後も地域の実情にあった施設の整備を進めていきます。

⑦正しい規範意識と安全な行動を実践していただくため、幼稚園や保育園、交通公園を活用した交通安全教育を実施しています。今後も犯罪や交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

## ■基本施策4 ■ 災害時に備えたまちづくり

### 施策1 地域防災の推進

火災や地震など、災害が発生したときは、高齢者や障がいのある方など、避難に支援が必要な避難行動要支援者への支援が必要となります。支援を要する方々は、迅速な避難が困難である場合が多く、場合によっては生命や身体の危険に直

結することから、地域ぐるみでの要支援者の安全確保が必要です。

【具体的な施策】 《基地・防災課・介護福祉課・障がい福祉課》

避難行動支援者については、町内会等関係機関との連携のもと、支援が必要な方々の名簿を共有し、災害発生時における支援体制づくりを進めています。今後本制度の周知啓発を行うとともに、町内会や民生委員児童委員などに対して出前講座を実施するなど、地域の人たちと協働した体制構築に努めていきます。



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 地域福祉推進のための連携・協働

本計画を推進するためには、福祉サービスを提供する市はもとより、市民とサービス提供事業者が、お互いが持ち合わせるべき役割を十分に理解・自覚しながら、それぞれの主体同士が連携し、協働のもと取り組みを進める必要があります。

本計画に定める基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」を実現するため、これらの取り組みをさらに進めていきます。

#### (1) 市民の役割

地域福祉活動へ主体的に参加していただくためには、市民一人ひとりが地域における課題を見つめ、何ができるのか・しなければならないのか、ということをそれぞれが検証し、理解し、実践していただくことが、やがて地域全体としての助け合いや支え合いにつながっていきます。

そのような意識をもっていただけるよう、各種施策を進めていきます。

#### (2) 福祉サービス事業者の役割

サービスを利用する利用者の意向や要望を十分に把握するとともに、より充実したサービスを提供するための質の向上が必要です。利用者目線にたった事業を展開していただけるよう、各種施策を進めていきます。

#### (3) 市の役割

市は、本計画を主体的に担う立場として、市民や関係機関・団体、さらには地域福祉活動を実践する主体となる恵庭市社会福祉協議会と連携し、本計画の理念を実現するため、公的サービスを充実させ、市民の地域福祉への参加促進とともに各関係機関・団体と協働して各種施策を進めていきます。

### 2. 計画の周知

本計画を着実に進めていくためには、本計画の理念や方向性、各種施策に係る取り

組みについて、市民や関係機関・団体をはじめ、福祉サービス事業者や NPO 法人・社会福祉法人等、広く周知する必要があります。

ホームページや広報誌をはじめ、あらゆる媒体を活用し、周知・啓発を図っていきます。

### 3. 計画の進行管理

本計画を総合的に推進するため、庁内組織である「恵庭市保健福祉推進会議」において、進行状況を管理します。

また、市の附属機関である「恵庭市社会福祉審議会」において、様々な分野の方々から広く意見を伺いながら計画を進めていきます。